

事務事業名	景観形成推進事業				担当	建設部 都市計画課 計画係		
政策名	A	暮らしやすさが実感できるまちづくり			増補版施策名			
施策名	2	良好な市街地の形成			<input type="checkbox"/> 実施計画上の主要事業			
関連個別計画					事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度のみ <input type="checkbox"/> 単年度繰返（開始年度 H30 年度～） <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度（ 年度～ 年度）		
法令根拠	景観法							
予算科目	1. 一般会計	8. 土木費	4. 都市計画費	1. 都市計画総務費				
事業概要	豊かな自然環境やこれまで受け継がれてきた歴史・伝統・文化、また土地区画整理事業等による良好な市街地など、本市特有の景観を次世代に継承しつつ、これらを活かしたまちづくりを推進し、市民・事業者・行政が一体となって良好な景観形成を進めていくための総合的な指針として景観計画を策定するもの。							

1. 現状把握の部 (1) 事務事業の目的と指標

① 手段（主な活動）		⑤ 活動指標（事務事業の活動量を表す指標）の推移						
30年度実績		名称	単位	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(見込)
1 景観計画の策定（初年度）		ア 策定委員会の開催	回				1	2
・ 景観特性と景観形成課題の整理、景観形成方針の検討								
・ 景観に関する市民アンケート調査の実施		イ 都市計画審議会の開催	回				1	1
・ 景観計画案の作成								
・ 庁内検討委員会の開催		ウ 庁内検討委員会の開催	回				1	3
・ 策定委員会（外部組織）の開催								
2 景観行政セミナーへの参加								
31年度計画		エ						
1 景観計画の策定（2年度目）		オ						
・ 計画策定								
・ 策定委員会（外部組織）、都市計画審議会の開催								
2 景観条例の制定								
② 対象（誰、何を対象にしているのか）*人や自然資源等		⑥ 対象指標（対象の大きさを表す指標）の推移						
市内全域		名称	単位	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(見込)
		ア 行政区域面積	ha	16,734	16,734	16,734	16,734	16,734
		イ						
		ウ						
		エ						
		オ						
③ 意図（この事業によって、対象をどう変えるのか）		⑦ 成果指標（対象における意図された対象の程度）の推移						
届出・勧告を基本とする緩やかな建築規制を行い、良好な景観形成を誘導する。		名称	単位	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(見込)
		ア 届出件数	件					
		イ 勧告件数	件					
		ウ						
		エ						
		オ						
④ 結果（どんな結果(上位施策)に結びつけるのか）		⑧ 上位成果指標（結果の達成度を表す指標）の推移						
良好な景観を形成する。		名称	単位	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(見込)
		ア 地域の景観が良いと感じる市民の割合	%	79.7	81.2	84.5	80.9	80.0
		イ						
		ウ						
		エ						
		オ						
(2) 総事業費の推移		単位	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(見込)	
投入量	事業費	財源内訳	千円	0	0	0	0	
		国庫支出金	千円	0	0	0	0	
		県支出金	千円	0	0	0	0	
		地方債	千円	0	0	0	0	
		その他	千円	0	0	0	0	
		一般財源	千円	0	0	4,336	6,024	
	事業費計(A)	千円	0	0	0	4,336	6,024	
	人件費	正規職員従事人数	人	0	0	0	3	3
		延べ業務時間	時間	0	0	0	300	350
		人件費計(B)	千円	0	0	0	1,251	1,459
トータルコスト(A)+(B)		千円	0	0	0	5,587	7,483	

(3) 事務事業の環境変化・市民意見等

①この事務事業を開始したきっかけは何か？ いつごろどんな経緯で開始されたのか？	平成16年に施行された景観法に基づき、都道府県と協議を行った市町村は、地域の特性に応じた景観施策を進めることが可能となった。（景観行政団体）本市においては、市内全域の良好な景観の保全と、本市独自の景観を活かした魅力的なまちづくりを図るため平成30年4月から景観行政団体に移行し、景観計画の策定と景観条例の制定をすることとなった。
②事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？	平成30年度に計画策定に着手した。
③この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？	